

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の一部を改正する規程を公布する。

令和4年3月18日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第12号

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の一部を改正する規程

京都市交通局前払式乗車券カード取扱規程の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号, 第6条の2第1項第3号及び第7条の3第1項第3号中「第3条」を「別表第1」に, 「MN 特西3号系統」を「調整系統」に改める。

附 則

この改正規程は, 令和4年3月19日から施行する。

(交通局企画総務部営業調査課)